



沖縄労働局発表
令和2年5月29日

【照会先】

沖縄労働局雇用環境・均等室

室長 嘉数 剛
地方待遇改善 面高 史代
推進指導官

電話 098-868-4380

「パートタイム・有期雇用労働法に関する 特別相談窓口」を設置します。

～ 新型コロナウイルス感染症の影響による「不利益取扱い」等の相談対応 ～

同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）と、パートタイム労働者・有期雇用労働者との間の不合理な待遇差を解消するため「パートタイム労働法」が改正となり、本年4月から「パートタイム・有期雇用労働法」(※)が施行されました。

新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境の厳しさが増す中、パートタイム労働者及び有期雇用労働者に対する「休業手当や労働条件等の不利益取扱い」に関する相談が増加することが懸念されています。

沖縄労働局（局長 福味 恵）は、「パートタイム・有期雇用労働法」の施行を踏まえ、パートタイムや有期契約で働く労働者の方や企業の担当者からの相談に円滑かつ的確に対応するため、6月1日からパートタイム・有期雇用労働者を対象として「特別相談窓口」を開設します。

〔別添資料：「特別相談窓口」の御案内〕

※ パートタイム・有期雇用労働法では、同一企業内において、正社員と短時間労働者や有期雇用労働者との間で、基本給や賞与、手当等、あらゆる待遇について、不合理な差を設けることが禁止されています（均等・均衡待遇）。

（中小企業における「パート・有期雇用労働法」の適用は、2021年4月1日～）

（ 裏面へ ）

■ パートタイム・有期雇用法に関する特別相談窓口 ■

1. 開設日：令和2年6月1日（月）～ 9月30日（水）
2. 時間：8時30分 ～ 17時15分（土日祝日、年末年始除く）
3. 相談窓口：沖縄労働局 雇用環境・均等室
〔電話〕098-868-4380、〔所在地〕那覇第2地方合同庁舎1号館3階
※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の関係から、電話相談を中心としております。
御来局される場合は恐れ入りますが、事前にお電話によりお問い合わせください。
4. 相談内容（例）
 - ・コロナウィルス感染の影響から、会社から休業するように言われたが、休業手当支給は正社員のみで、パートに支給されない（又は減額された）。
 - ・基本給、賞与、手当、福利厚生、教育訓練等の待遇面で、正社員とパートタイム労働者、有期雇用労働者間で不合理な待遇差がある。
 - ・労働条件の明示が無く、事業主に確認しても内容を説明してくれない。
 - ・職場にパートタイム労働者からの相談に対応する窓口がない。
 - ・コロナウィルス感染症の影響による支援制度の御紹介 等

【参考資料】

「パートタイム・有期雇用労働法が施行されます」（リーフレット）

パートタイム・有期雇用労働法に関する 特別相談窓口

令和2年6月1日～9月30日開設

～ 新型コロナウイルス感染症の影響によるパートタイムや有期雇用
で働く方々や企業からのご相談を受け付けます ～

「パートタイム・有期雇用労働法」が2020年4月1日から施行されました。
(中小企業におけるパート・有期雇用労働法の適用は、2021年4月1日～)

同一企業内における正社員(無期雇用フルタイム労働者)と、パートタイム労働者・有期雇用労働者との間の不合理な待遇差を解消するため「パートタイム労働法」が改正となり、本年4月から「パートタイム・有期雇用労働法」が施行されました。

新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境の厳しさが増す中、パートタイム労働者及び有期雇用労働者に対する「休業手当や労働条件等の不利益取扱い」等の均等・均衡待遇に関する御相談に対応いたします。

相談例

- ・ コロナウイルス感染症の影響から、会社から休業するように言われたが、休業手当支給は正社員のみで、パートに支給されない(又は減額された)。
- ・ 基本給、賞与、手当、福利厚生、教育訓練等の待遇面で、正社員とパートタイム労働者、有期雇用労働者間で不合理な待遇差がある。
- ・ 労働条件の明示が無く、事業主に確認しても内容を説明してくれない。
- ・ 職場にパートタイム労働者からの相談に対応する窓口がない。
- ・ コロナウイルス感染症の影響による支援制度の御紹介 等

お問い合わせ

沖縄労働局 雇用環境・均等室

098-868-4380

那覇市おもろまち2-1-1

那覇第二地方合同庁舎1号館3階

○受付時間 8時30分～17時15分
(土日祝日、年末年始除く)



※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の関係から、当面の間、電話相談を中心としております。
御来局される場合は恐れ入りますが、事前にお電話によりお問い合わせください。